

議案第99号

平成27年度栗山町水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成27年度栗山町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(企業債)

第2条 予算第5条、起債の償還の方法について次のとおり変更する。

起債の目的	変更前	変更後
	償還の方法	償還の方法
1. 老朽管更新事業	30年以内(うち据置5年以内)の半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還、ただし、都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。	40年以内(うち据置5年以内)の半年賦元利均等償還及び半年賦元金均等償還、ただし、都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる。
2. 净水施設整備事業		
3. 資本費平準化債		